

試験困難物質の生態毒性試験に関する事前相談の取扱いについて

令和元年9月12日
環境省化学物質審査室

新規審査においては、近年、難水溶性物質等の試験困難物質の試験の実施が増えている。それらの試験の実施に係る技術的な課題については、予め届出者から当局に対し任意で相談を行うことが望ましい。

より円滑かつ迅速な試験の開始を支援するため、試験困難物質の試験の実施に係る相談については、本審に諮る相談案件として扱う以外に、相談者からの求めがあった場合は環境省事務局から助言を行うこととする。

ただし、当該助言は相談者から提示された情報のみに基づき事務局が行うものであり、その後行われる予備審査及び審議会による審議における判断を約束するものではなく、試験実施後に再試験等の指示がなされる場合においても、環境省事務局は一切の責任を負わない。

以上